

## 「武器輸出三原則」の堅持を求める意見書

政府は、米軍がアフガニスタン空軍に供与する輸送機のプロペラに使うため、海上自衛隊の救難飛行艇の中古の羽根を米国に売却する方針を固めたと伝えられている。

複数の日米関係筋によると、米側から昨年夏に羽根の譲渡に関する打診を受け、このほど両政府間で基本合意に達した。既にゲーツ米国防長官にも伝達されており、今年度内にも日米両政府で正式契約を結び、近く北澤俊美防衛相が発表する方向だ。5機分程度の提供を想定しているという。

日本政府は昨年12月に決定した「防衛計画の大綱」（防衛大綱）で、武器輸出三原則の見直しを明記することを見送っており、今回の供与が三原則に抵触するかも慎重に検討した。しかし、羽根はYS11など民間機でも使われているため、経済産業省は「軍専用の設計になっていない」として、三原則の対象となる武器には当たらないと判断した。

しかし、たとえ民間でも使われている部品だとしても、軍隊に供与され軍事行動に使われれば、それは武器であることはだれにもわかることである。アフガニスタンへの支援は非軍事の分野に限定しなければならない。

また、北澤俊美防衛相は、さらに本年1月に来日したゲーツ米国防長官と会談し、日米両国で共同開発しているミサイル防衛（MD）の海上配備型迎撃ミサイル（SM3ブロック2A）の第三国への供与について、年内に結論を出す考えを表明した。MD自体は、防御のための「拒否的抑止」のシステムであり、攻撃的な武器とは異なるとの防衛相の言い分であるが、ミサイル技術であることには変わりない。日米関係を重視する余り、武器輸出三原則を空洞化するようなことがあってはならない。

なぜ日本は武器輸出を原則として禁止することにしたのか。その大もとは日本国憲法第9条にある。「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」と定めていることに基づき武器輸出を禁止してきたのである。

よって、本市議会は、政府に対し、海上自衛隊の救難飛行艇の中古の羽根を米国に売却することを断念し、さらに、MDの第三国への供与を認めてはならない。「武器輸出三原則」を堅持することを強く求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成23年3月24日

三鷹市議会議長 田中 順子